第6章 各種制度の概要

■制度全体の見取り図

医療的ケア児とそのご家族が利用する制度は、大きく「医療保険」と「障害福祉（障害者総合支援法・児童福祉法）」の2つの枠組みに分かれます。訪問診療・訪問看護などの医療行為は医療保険、居宅介護・児童発達支援・放課後等デイサービスなどの生活支援は障害福祉サービスが基本となります。18歳以降は、児童福祉法の障害児サービスから障害者総合支援法のサービスへ移行していく点も特徴です。

医療に関する支援



医療保険

病気や医療的ケアに対する医療行為が対象です。

主なサービス例

- 訪問診療
- 訪問看護
- 医療機器の管理・指導
- その他の医療行為　など



暮らしを支えるサービス



障害福祉

日常生活や社会参加を支援するサービスが対象です。

18歳未満　児童福祉法・障害者総合支援法に基づく障害児福祉サービス

主なサービス例

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅介護（障害児）
- 保育所等訪問支援　など

18歳以降　障害者総合支援法に基づくサービスに移行

主なサービス例

- 居宅介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 就労支援　など



■制度を利用するための共通ステップ

障害福祉サービスを利用する際は、おおむね次のステップで進みます。

1



相談

お住まいの地域を担当するすこやか福祉センターへ相談します。

2



申請

お住まいの地域を担当するすこやか障害者相談支援事業所に利用申請します。

3



利用計画の作成

相談支援事業所等が、お子さんの状況に応じた「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」を作成します。

4



支給決定

区がサービスの利用を決定し、「通所受給者証」等が交付されます。

5



利用開始

決定された支給量の範囲内で、事業所と契約してサービスの利用を開始します。